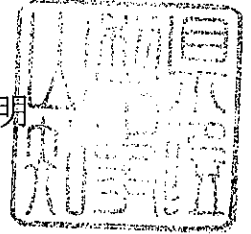


環 整 第 3 9 号
平成24年4月6日

環境大臣 細野 豪志 殿

山梨県知事 横内 正明



東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置
法第6条第1項に基づく広域的な協力の要請について（回答）

平成24年3月16日付け環廃対発第120316001号「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法第6条第1項に基づく広域的な協力の要請について」により要請のあった件について、次のとおり回答します。

1 国の要請を受けての本県の対応

本県では、平成24年3月16日付け内閣総理大臣及び環境大臣要請並びに平成24年3月23日付けの山梨県議会による「東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理の推進に関する決議（参考1）」に基づき、本県内において一般廃棄物の処理施設を所有する市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）に対して、東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理の検討の要請を行うとともに（参考2）、その検討結果について、県に対して報告を求めた（参考3）。

2 市町村等の検討結果

市町村等に対する調査の結果、被災地の早期復旧、復興のための広域処理の必要性から、施設の処理能力に余力のある市町村等からは、条件付きで受け入れの検討が可能との回答を得た。

市町村等からの回答については別添のとおり。

3 国への要請

広域処理には一般廃棄物の処理施設を有する市町村の協力と住民の理解、さらには、本県には、焼却灰等が埋立て可能な最終処分場がないことから、処理後の焼却灰等を処分する県外の搬出先の地元理解も不可欠であることなどを踏まえ、国民が抱く放射性物質に対する安全性への不安感の払しょくや、そのためのより細やかな安全基準の設定など、自治体では解決が困難な広域処理における課題に対し、国が一刻も早く適切に対処することが必要である。

また、本県における広域処理の取り組みが円滑に進められるためには、県内市町村等が抱える「受け入れ検討にあたっての条件」(別紙「調査報告」参照)の速やかな解決も併せて必要となることから、国に対し、以下の措置が講じられるよう要請いたします。

1. 放射性物質汚染対処特別措置法に基づく指定廃棄物の基準(8,000Bq/kg)の安全性の根拠について、国民に丁寧かつ明確に説明し理解を得るようにしていただきたい。
2. 市町村等が引き受ける災害廃棄物(がれき等)の基準設定など、より一層の安全性確保に向けた具体的な指針等を策定していただきたい。
3. 国が自ら最終処分場を確保するなど、最終処分場を有していない市町村等が広域処理に協力できる体制を構築していただきたい。

なお、各市町村等から示された要請等についても積極的な対応をお願いする。

参考 1

東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理の推進等に関する決議

東日本大震災の発生から既に1年が経過し、現在、被災地では復旧・復興に向け、全力を上げた取り組みが進められているところである。

しかし、被災地を襲った地震や津波により、膨大な量の災害廃棄物が発生しており、この処理の遅れが、復旧・復興の取り組みへの大きな障害となっている。

現地では、仮設焼却炉の設置などに加え、民間施設を活用した再生利用など、官民が一体となった取り組みが行われているが、被災地における処理だけでは限界があることから、国を挙げての支援体制が求められている。

このような中、3月16日には、国から被災団体以外の地方公共団体に対し、広域的な協力要請が行われたところである。

一方、広域処理は一般廃棄物の処理施設を有する市町村の協力と住民の理解、さらには、県内に最終処分場がないことから、処理後の焼却灰等を処分する県外の搬出先の地元理解も不可欠であることなどを踏まえ、国民が抱く放射性物質に対する安全性への不安感の払しょくや、そのためのより細やかな安全基準の設定など、自治体では解決が困難な広域処理における課題に対し、一刻も早く適切に対処していくことが最も大切である。

よって、県においては、国に対し、次の事項に対する所要の措置が講じられるよう求めていくことを要請する。

- 1 放射性物質汚染対処特別措置法に基づく指定廃棄物の基準(8,000Bq/kg)の安全性の根拠について、国民に丁寧かつ明確に説明し理解を得ること。
- 2 市町村等が引き受ける災害廃棄物(がれき等)の基準設定など、より一層の安全性確保に向けた具体的な指針等を策定すること。

また、県内市町村の処理施設における広域処理の円滑な受け入れの促進に向け、国との連絡調整や情報収集、市町村への情報提供など、積極的な支援を行うようあわせて要請する。

以上、決議する。

平成24年3月23日

山梨県議会

参考 2

環整第 2972 号
平成 24 年 3 月 23 日

各 市 町 村 長 殿
各一部事務組合管理者

山梨県知事 横内正明

東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理の要請について

このことについては、先般、内閣総理大臣及び環境大臣から全国の地方公共団体に対し、協力要請があり、取り急ぎ、貴自治体に対してお伝えしたところであります。

全国各地においても、広域処理に向けた取り組みが広がりつつあり、また、本日、県議会におきましては、「東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理の推進等に関する決議」が可決されたところであります。

県としても、県内市町村における広域処理の取り組みが円滑に進められるよう、国に安全安心を確保するための対応を要請するとともに、市町村への情報提供や助言等を積極的に行って参る考えでありますので、広域処理への検討を進められるようお願いいたします。

森林環境部環境整備課
TEL 055-223-1515
e-mail kankyo-sb@prefyamanashi.lg.jp

参考3

環整第2933号

平成24年3月23日

各 市 町 村 長
各一部事務組合管理者 殿

山梨県森林環境部環境整備課長
(公印省略)

東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する
広域的な協力の要請について (依頼)

東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する国からの広域的な協力の要請については、平成24年3月23日付け環整第2972号により、広域処理への検討を進められるようお願いしたところです。

つきましては、国からの要請について、関係市町村の意向も踏まえ、別紙調査票を参考に検討し、その結果を次により回答願います。

- 1 回答期限 平成24年4月3日 (火)
- 2 調査方法 添付の記入例を御確認の上、調査票に御記入下さい。
- 3 回答方法 回答は環境整備課竹丘まで電子メール等により御送信下さい。
- 4 その他 いただいた回答を取りまとめ、あらかじめ市町村等と調整した上で公表を行う予定です。

森林環境部環境整備課

TEL 055-223-1515

FAX 055-223-1507

メール kankyo-sb@pref.yamanashi.lg.jp

別紙 災害廃棄物受入検討状況調査結果

設置主体 (構成市町村)	受入検討 の可否	施設の受入可能量			受け入れ検討にあたっての条件	受け入れ施設の能力条件	国・県への要請事項
		受入可能 廃棄物	処分方法	1日受入 可能量			
甲府市 (甲府市、笛吹市、甲州市)	条件付可	木くず	焼却	10t	2,500t	・前処理の必要のない木質チップであること ・平日のみ(年末年始を除く) ・全戸停止時の搬入停止	・各検討項目への協力 ・老朽化している現施設において、不具合が生じた場合は国が責任をもつこと ・放射性物質濃度等が国の責任において確保されていること。(安全基準の明確化含む)
富士吉田市 (富士吉田市、西桂町、忍野村、富士河口湖町)	条件付可	可燃物・木くず	焼却	20t	4,000t	・サイズが大きいゴミは不可	・廃棄物の安全性の確保 ・経費負担(交付金)の詳細明示 ・住民説明会への協力 ・廃石綿の搬入防止の徹底 ・一時保管場所を複数確保 ・県による独自基準の策定
山梨市 (山梨市)	不可	-	-	-	-	・処理能力に余力がないため	・廃棄物の安全性の確保
上野原市 (上野原市、小菅村、丹波山村)	条件付可	可燃物・木くず	焼却	10t	1,000t	・サイズが大きいゴミは不可	・一般廃棄物の処理方法の変更を含めた検討を行った。
南都町 (南都町)	不可	-	-	-	-	・処理能力に余力がないため	・廃棄物の安全性の確保
山中湖村 (山中湖村)	条件付可	可燃物・木くず	焼却	未定	未定	・行楽シーズンは処理能力に余力がない ・仮置き場が整備されていない ・(旧施設構造のため)直接搬入には施設整備が必要	・廃棄物の安全性の確保 ・廃棄物の性状を明確にすること ・検査体制の確立 ・経費負担の詳細明示
富士河口湖町 (富士河口湖町)	不可	-	-	-	-	・積降及び分別だけの施設であるため (積降及び単立処分は、すべて民間施設へ委託)	・廃棄物の安全性の確保
中巨摩地区広域事務組合 (南アルプス市、甲斐市、中央市、昭和町、富士川町、市川三郷町)	条件付可	可燃物・木くず	焼却	3t	1,000t	・サイズが大きいゴミは不可	・住民説明会への協力
峡北広域行政事務組合 (妻崎市、北杜市、甲斐市)	条件付可	可燃物・木くず	溶融	10t	3,000t	・サイズが大きいゴミは不可	・処理能力に余力がないため
東山梨理達衛生組合 (山梨市、笛吹市、甲州市)	不可	-	-	-	-	・処理能力に余力がないため	・廃棄物の安全性の確保
峡南衛生組合 (市川三郷町、早川町、身延町)	条件付可	可燃物・木くず	焼却	未定	未定	・移動時間(現在8時間)の延長についての検討が必要 ・可燃物については、処理施設を停止したため ・不燃物については、処理能力に余力がないため	・廃棄物の安全性の確保 ・検査体制の確立
青木ヶ原ごみ処理組合 (笛吹市、中央市、富士河口湖町、鳴沢村)	不可	-	-	-	-	・破砕処理した廃棄物に限る	・廃棄物の安全性の確保
大月朝霞広域事務組合 (都留市、大月市、道志村)	条件付可	可燃物・木くず	焼却	7t	2,100t	-	-

集計結果

条件付きで受け入れ可能

8施設

受け入れ不可

5施設